

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 7月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系非常用ディーゼル発電設備(B)排気ダクトラインにおいて、リベットが1箇所緩んでおり室内への空気流出が有り、また別の箇所ではリベットが1箇所脱落しているものの室内への空気流出は無しの状態が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
2	3・4号廃棄物処理設備	固化系粉体ホoppa供給装置(A)蒸気出口配管において、配管の保温材内部より、凝縮水(測定結果汚染無し)の漏えい(約1秒/1滴)が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	固化系粉体ホoppa供給装置(A)加熱蒸気入口弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系粉体ホoppa供給装置(A)蒸気トラップにおいて、動作不良(開固着による逆流事象)が認められたため、当該蒸気トラップを点検・修理。	GⅢ	